1 概況

平成14年の女性労働力人口は2,733万人で、前年に比べ27万人、1.0%の減となり、平成13年にはいったん増加に転じたものの、平成10年をピークとした減少傾向が続いている。また、男性は3,956万人で前年に比べ36万人の減(0.9%減)と、平成10年より5年連続の減少が続いている。労働力人口総数に占める女性の割合は前年と同じく40.9%となった。女性の労働力人口が減少し、15歳以上人口は5,632万人と前年に比べ0.3%増加したため、女性の労働力率(労働力人口/15歳以上入口)は、48.5%と前年より0.7%ポイント低下し、4年連続で50%を割った。

女性雇用者数は2,161万人となり、前年に比べ7万人減少(前年比0.3%減)し、ここ数年の増加傾向から再び減少に転じた。男性の雇用者数は3,170万人で前年より31万人の減少(前年比1.0%減)で、男性雇用者の方が大きく減少したことから、雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに0.1%ポイント上昇し、40.5%になった。

産業別には、サービス業が23万人増加(前年比2.8%増)したが、増加傾向にあった卸売・小売業,飲食店は減少し、製造業、建設業は減少傾向が続いている。

職業別には、保安・サービス職業従事者、専門的・技術的職業従事者で女性雇用者が増加し、製造・製作・機械運転及び建設作業者が大きく減少した。前年大幅に増加した販売従事者は減少に転じた。

女性の完全失業者数は140万人(前年差9万人増)、完全失業率は5.1%(前年比0.4%ポイント増)といずれも過去最高を更新した。

平成14年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、23万8,800円(前年比0.7%増)となった。

平成13年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は135.0時間(前年差 1.4時間減)、うち所定内労働時間は130.2時間(同1.3時間減)であった。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (1) 労働力人口
 - 1) 女性の労働力人口は再び減少傾向へ

総務省統計局「労働力調査」によると、平成14年の女性の労働力人口(就業者+完全失業者)は2,733万人で、前年に比べ27万人、1.0%減となり、平成13年にはいったん増加に転じたものの、平成10年をピークとした減少傾向が続いている。

労働力人口のうち、完全失業者は140万人と、前年と比べ9万人増加し、過去最高を更新した。なお、就業者は2,594万人で前年に比べ35万人減少した。

男性の労働力人口は3,956万人で、前年に比べ36万人(前年比0.9%減)と、平成10年より5年連続の減少が続いている。労働力人口総数に占める女性の割合は前年と同じく40.9%となった(付表1)。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (1) 労働力人口
 - 2) 女性の労働力率は平成9年以降引き続き低下

平成14年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、前年に比べ0.7%ポイント低下して48.5%となり、平成9年をピーク(50.4%)として労働力率が低下する中にあって、今年は下落幅が大きい。男性の労働力率も前年より1.0%ポイントと大きく低下し、74.7%となった(付表1)。

なお、女性の15歳~59歳人口は3,856万人(前年差37万人減)、労働力人口は2,390万人(前年差81万人減)であり、労働力率は62.0%と、前年(62.2%)に比べ0.2%ポイントの低下となった。男性の15歳~59歳層の労働力率は86.1%と、前年(86.3%)に比べ0.2%ポイント低下した。

Ⅰ 働く女性の状況

- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (1) 労働力人口
- 3) 女性のM字型カーブの左山が初めて25~29歳層にシフト、ボトムは初めて60%台になった

女性の労働力率を年齢階級別にみると、25~29歳層(71.8%)と45~49歳層(72.4%)を左右のピークとし、30~34歳層(60.3%)をボトムとするM字型カーブを描いている。前年と比べ労働力率が上昇したのは25~29歳層、30~34歳層、40~44歳層であるが、20~24歳層の労働力率が1.9%ポイントと大幅に低下したことから、M字型カーブの左山は、初めて20~24歳層から25~29歳層にシフトした。

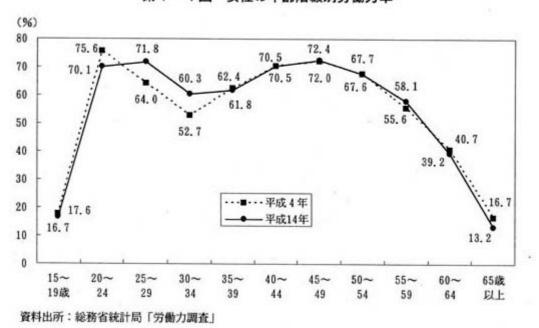
20~24歳層の労働力率の低下と25~29歳層の労働力率の上昇はこのところ傾向的に見られてきていたが、前者については主に大学進学率の上昇、後者については労働力率の高い未婚者の割合の高まりによるところが大きい。なお、平成14年について25~29歳層の労働力率を未婚者と既婚者の別にみると、既婚者では労働力率は上昇しているものの未婚者では低下し、また、労働力人口に占める未婚者の割合は前年と同じであったが、既婚者の割合は引き続き低下した(対前年比0.7%ポイントの低下)。

さらに、平成14年においてはM字型カーブの底の30~34歳層の労働力率が60.3%と初めて60%を超えたという点が特徴的であるが、これを未婚者・既婚者の別にみるとそれぞれ89.1%、46.7%となっており、特に既婚者の労働力率は前年に比し1.3%ポイントと大きく上昇しており、2年連続の上昇となった。また、当該年齢層において労働力人口に占める未婚者の割合が高まっていることも、全体としての労働力率の上昇に寄与している。

なお、女性の年齢階級別労働力率を10年前(平成4年)と比べると、25~29歳層及び30~34歳層での上昇が大きく(それぞれ7.8%ポイント、7.6%ポイントの上昇)、M字型のボトムがより浅くM字型がなだらかになっているのが特徴的である(第1-1図 、付表2 、4)。

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率

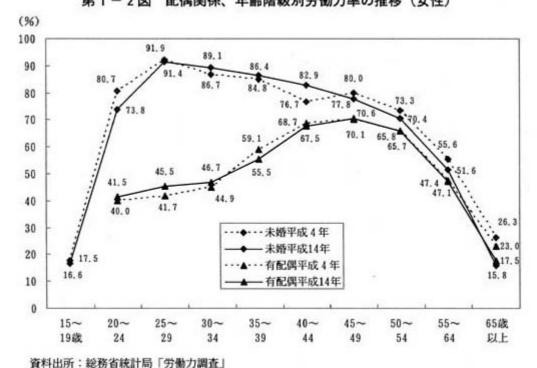


- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (1) 労働力人口
 - 4) 未婚者の労働力率が昭和62年以来の低下

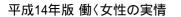
配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では62.0%、有配偶では48.8%、死別・離別では29.8%となっている。未婚では労働力率は長期的に上昇傾向にあったが、平成14年には前年より0.5%ポイント低下した。年齢階級別にみると、20~24歳層と50歳以上の層で低下幅が大きくなっている。有配偶は、平成3年(53.2%)を境に低下傾向を示しており、前年に引き続き低下(前年差0.7%ポイント減)した(付表3、4)。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前(平成4年)と比較すると、40~44歳層で労働力率が大きく上昇している。さらに30~34歳層、35~39歳層でも上昇し、近年の状況をみてもこの層が未婚の女性労働力率を押し上げている。一方、有配偶では、35~39歳層、40~44歳層等で労働力率が低下し、25~29歳層、30~34歳層等で労働力率が上昇している(第1-2図、付表4)。

第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)



第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)



- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (1) 労働力人口
 - 5) 非労働力人口は引き続き増加

平成14年には女性の非労働力人口は2,895万人となり、前年と比べ47万人増加

(前年比1.7%増) した。家事専業者は30万人減少(前年比1.7%減)、通学者は3万人減少(同0.8%減)、その他は81万人増加(同11.2%増)であった(付表5)。

非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,720万人(非労働力人口に占める割合59.4%)、通学者は369万人(同12.7%)、その他は807万入(同27.9%)となっている。

Ⅰ 働く女性の状況

- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (2) 就業者及び完全失業者
 - 1) 女性の就業者数は再び減少傾向へ

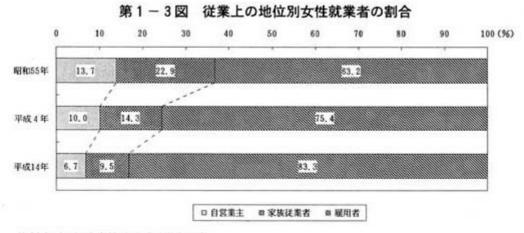
総務省統計局「労働力調査」によると、平成14年の女性の就業者数は2,594万人で、前年に比べ35万人減少(1.3%減)した。15歳以上人口に占める就業者の割合は46.1%となっている。

男性の就業者数は、3,736万人となり、前年と比べて47万人減少(1.2%減)しており、5年連続の減少が続いている。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,161万人(女性の就業者総数に占める割合は83.3%)、家族従業者が247万人(同9.5%)、自営業主が175万人(同6.7%)であった。雇用者は、前年に比べ7万人(前年比0.3%減)減少した。

自営業主は平成11年から4年連続で減少し、前年に比べ12万人(同6.4%減)減少した。家族従業者も減少傾向(18万人減、同6.8%減)が続いている。この結果、就業者に占める雇用者の割合は引き続き上昇している(付表6、7、第1-3図)。

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合

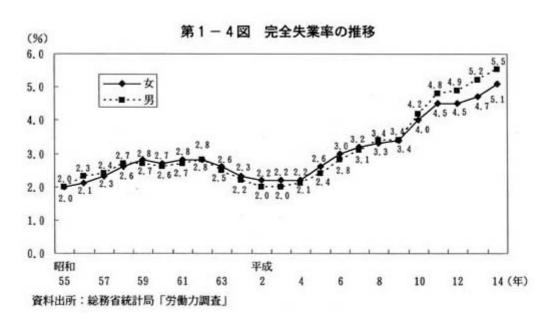


資料出所:総務省統計局「労働力調査」

- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (2) 就業者及び完全失業者
 - 2) 完全失業者数、完全失業率ともに過去最高水準が続く

平成14年の女性完全失業者は140万人(前年差9万人増)となり、男性(219万人、前年差10万人増)と ともに過去最多となった。平成14年の女性の完全失業率は、5.1%(前年比0.4%ポイント上昇)となり、 男性は5.5%(前年比0.3%ポイント上昇)と、男女とも平成13年に引き続き過去最高となった(付表8、第1-4図)。

第1-4図 完全失業率の推移



なお、年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、 $60\sim64$ 歳層で男性が女性を5.4%ポイント上回り最も男女の差が大きくなっている。 $30\sim34$ 歳層では2.1%ポイント、 $35\sim39$ 歳層では1.2%ポイント、女性が男性を上回っている(第1-1表、第1-5図)。

第1-1表 年齢階級別完全失業率

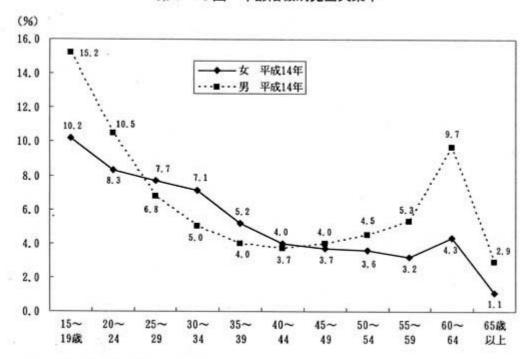
第1-1表 年齢階級別完全失業率

		8†	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65歳 以上
女	平成13年	4.7	11.1	8, 2	7.2	6, 4	4.8	3.3	3, 2	3, 2	3. 2	4.4	1.1
	平成14年	5.1	10.2	8.3	7.7	7.1	5.2	4.0	3, 7	3, 6	3. 2	4.3	1.1
	前年差	0.4	-0.9	0.1	0.5	0.7	0.4	0.7	0.5	0,4	0.0	-0.1	0.0
男	平成13年	5. 2	13. 2	9.8	6.2	4.7	3.5	3.2	3.6	3, 8	4.7	10.3	3. 2
	平成14年	5.5	15, 2	10,5	6.8	5.0	4.0	3.7	4.0	4.5	5.3	9.7	2.9
	前年差	0.3	2,0	0.7	0.6	0.3	0.5	0.5	0.4	0.7	0.6	-0.6	-0.3
平成14年の男女差 (女-男)		-0.4	-5, 0	-2.2	0.9	2.1	1.2	0.3	-0.3	-0.9	-2.1	-5.4	-1.8
平成13年の男女差 (女-男)		-0.5	-2.1	-1.6	1.0	1.7	1.3	0.1	-0.4	-0.6	-1.5	-5, 9	-2.1
前年差(14年-13年)		0.1	-2.9	-0.6	-0.1	0.4	-0.1	0.2	0.1	-0.3	-0.6	0.5	0.3

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

第1-5図 年齢階級別完全失業率

第1-5図 年齢階級別完全失業率



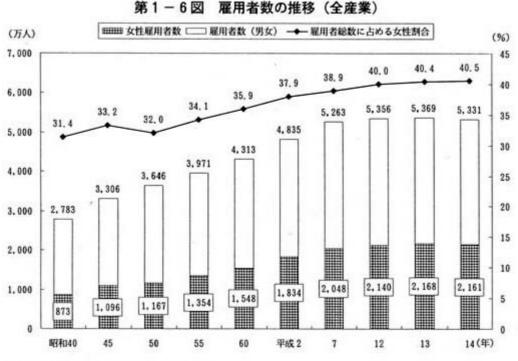
資料出所:総務省統計局「労働力調査」

働く女性の状況

- 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 1) 雇用者総数に占める女性の割合はさらに上昇

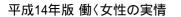
総務省統計局「労働力調査」によると、平成14年の女性雇用者数は2,161万人となり、前年に比べ7万人 の減少(前年比0.3%減)と、ここ数年の増加傾向から、再び減少に転じた。男性の雇用者数は3,170万人 で前年より31万人の減少(前年比1.0%減)であった。雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに 0.1%ポイント上昇し、40.5%になった (第1-6図、付表6)。

第1-6図 雇用者数の推移(全産業)



資料出所:総務省統計局「労働力調査」

また、非農林業の女性雇用者のうち週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ15万人減少し1,265万人 となり、35時間未満の者は前年に比べ6万人増加し835万人となった。非農林業の男性雇用者についても 週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ38万人減少し2,726万人となったが、35時間未満の者につい ては前年と同じく376万人であった(付表71)。



Ⅰ 働く女性の状況

- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 2) 女性雇用者に占める30~34歳層の構成比は上昇が続いている

平成14年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25~29歳層で296万人(女性雇用者総数 に占める割合13.7%)で、次いで50~54歳層の286万人(同13.2%)となっている (付表10)。

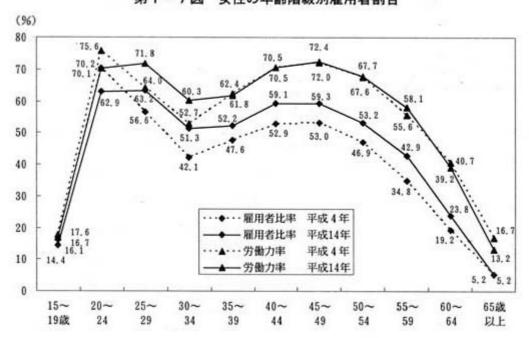
25~29歳層の割合は、昭和60年(10.8%)以降上昇傾向にあるが、20~24歳層は逆に低下傾向にある。

また、30~34歳層も平成14年の割合は11.1%であるが、平成4年(8.2%)より一貫して上昇傾向にあり、女性雇用者に占めるこの年齢層の割合が上昇している。

一方、男性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは50~54歳層で409万人(男性雇用者総数に占める割合12.9%)で、次いで30~34歳層の407万人となった(付表10)。

なお、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いているが、若年層ほど労働力率との差が小さく、中高年層では大きくなっている。10年前と比較すると24歳以下の若年層での低下を除いて、どの年齢階級においても雇用者の割合は上昇している(第1-7図)。

第1-7図 女性の年齢階級別雇用者割合



第1-7図 女性の年齢階級別雇用者割合

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

働く女性の状況

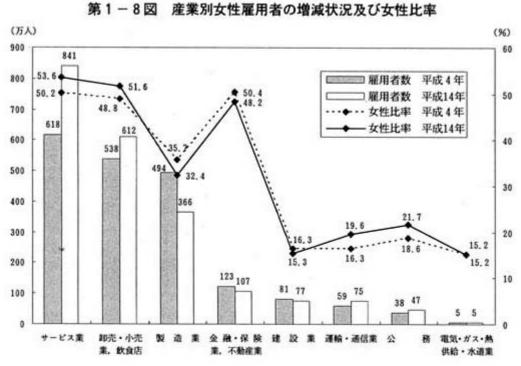
- 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 雇用者数はサービス業が増加、卸売・小売業,飲食店は減少に転じた 3)

平成14年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が841万人(女性雇用者総数に占める割合 38.9%) と最も多く、次いで卸売・小売業,飲食店が612万人(同28.3%)、製造業が366万人(同 16.9%)となっており、これら3業種で女性雇用者の84.2%を占めている。

前年と比較すると、サービス業が23万人増加(前年比2.8%増)している。増加傾向にあった卸売・小売 業,飲食店は6万人の減少(同1.0%減)となり、また、製造業は前年より26万人の減少(同6.6%減) と、10年連続の減少となったほか、建設業で3万人減少(同3.8%減)した。

産業別に女性比率(雇用者総数に占める女性の割合)をみると、サービス業で53.6%、卸売・小売業, 飲食店で51.6%、金融・保険業、不動産業で48.2%となっている。10年前と比較すると、製造業で3.3% ポイント、金融・保険業、不動産業で2.2%ポイント低下し、運輸・通信業で3.3%ポイント、サービス業 で3.4%ポイント、公務で3.1%ポイント、卸売・小売業、飲食店で2.8%ポイント上昇している (第1-8 図、付表11、12)。

第1-8図 産業別女性雇用者の増減状況及び女性比率



資料出所:総務省統計局「労働力調査」

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 4) 販売従事者でも女性雇用者数が減少

平成14年の女性雇用者数を職業別にみると、事務従事者が708万人(女性雇用者総数に占める割合32.8%)と最も多く、次いで、専門的・技術的職業従事者が366万人(同16.9%)、保安・サービス職業従事者が322万人(同14.9%)、製造・製作・機械運転及び建設作業者が298万人(同13.8%)、販売従事者が274万人(同12.7%)となっている。前年に比べ、製造・製作・機械運転及び建設作業者が大きく減少(前年差19万人減)した。保安・サービス職業従事者は15万人の増加(前年比4.9%増)、専門的・技術的職業従事者で11万人の増加(同3.1%増)となっているものの、前年大幅に増加した販売従事者は9万人減少(前年比3.2%減)するなど、減少する職業の方が多い。女性雇用者総数に占める事務従事者の割合は平成11年から低下しており、製造・製作・機械運転及び建設作業者の割合は、昭和61年から低下が続いている(付表13)。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 5) 企業規模別女性雇用者数は大規模企業で減少

平成14年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1~29人規模が752万人(非農林業女性雇用者に占める割合35.1%)、30~99人規模が366万人(同17.1%)、100~499人規模が382万人(同17.8%)、500人以上規模が416万人(同19.4%)となっている。前年と比較すると、500人以上規模で4.1%減となった(付表14)。

なお、企業規模100人未満の企業で雇用される女性雇用者の合計の割合でみると、52.1%と過半数を占めている。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 6) 常雇は減少、臨時雇が引き続き大幅な増加

平成14年の非農林業女性雇用者数を雇用形態別にみると、常雇(常用雇用)が1,669万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合77.8%)、臨時雇が412万人(同19.2%)、日雇が64万人(同3.0%)となっている。常雇は27万人の減少(前年比1.6%減)となったが、臨時雇は23万人(前年比5.9%増)と引き続き大幅な増加となっている(付表15)。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 7) 有配偶者が増加、未婚者は減少

平成14年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,223万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合57.0%)、未婚者は701万人(同32.7%)、死別・離別者は211万人(同9.8%)であった。有配偶者の割合は、昭和60年(59.2%)以降低下傾向がみられたが再度上昇した(付表16)。

- I 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 8) 高学歴化が進む女性労働者

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により平成14年6月における女性労働者 (パートタイム労働者を除く)の学歴別構成比をみると、中卒が6.7%、高卒が49.1%、高専・短大卒が 30.5%、大卒が13.8%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高まり、中卒、高卒の割合 が低くなっている (付表20)。

学歴別に産業別の構成比をみると、中卒では、製造業に従事する者の割合が52.9%と最も高く、高卒及び高専・短大卒、大卒ではサービス業の割合がそれぞれ33.4%、58.9%、47.7%と最も高くなっている。また、学歴別に企業規模別の構成比をみると、学歴が高くなるにつれ規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっている(付表21)。

Ⅰ 働く女性の状況

- 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 9) 女性労働者の平均勤続年数は8.8年

「賃金構造基本統計調査」によると、平成14年の女性労働者の平均勤続年数(パートタイム労働者を除く)は8.8年(男性13.5年)で、前年に比べ男女とも0.1年短くなった(付表22)。

女性労働者を勤続年数階級別にみると、勤続10年以上の者の割合は34.4%と、前年より0.2%ポイント上昇したが、20年以上の長期勤続者は11.0%と前年より0.3%ポイント低下した。10年前と比較すると、勤続10年以上の者の割合は平成4年の27.0%から着実に上昇(7.4%ポイント)している(第1-2表、第1-9図、付表24)。

第1-2表 勤続年数10年以上の女性労働者割合

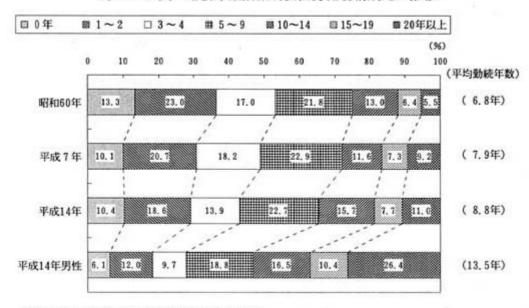
第1-2表 勤続年数10年以上の女性労働者割合

	平成4年	平成13年	平成14年	14-13年	14-4年
平均勤続年数(年)	7.4	8. 9	8.8	-0.1	1. 4
勤続10年以上(%)	27.0	34. 2	34. 4	0.2	7.4
勤続20年以上(%)	8. 0	11, 3	11.0	-0.3	3, 0

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-9図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

第1-9図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

なお、平成14年の女性労働者の平均年齢は37.9歳(男性41.1歳)で前年より0.2歳(同0.2歳)上昇した。10年前と比較すると、1.9歳(同1.4歳)高くなっている(付表22)。

平成14年版	(新/っ	+++	中性
44 hV 14 in lin	1里川(4	U 114 (1)) 王 信

- I 働く女性の状況
 - 3 労働市場の状況
 - (1) 求人・求職状況

新規学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを厚生労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成14年の新規求人数(男女計)は、月平均39万5,710人で、前年に比べ6,162人の減少(前年比1.5%減)となった。

新規求職者数(男女計)は53万6,066人で、前年比8.2%増となった。

- 3 労働市場の状況
 - (2) 入職・離職状況
 - 1) 再びパートタイム労働者への入職が一般労働者への入職を上回る

厚生労働省「雇用動向調査」(平成13年)によると、平成13年の女性の入職者数(一般及びパートタイム労働者計)は314万6,800人(前年差10万5,900人増)、離職者数は349万900人(同20万3,400人増)であった。

これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数150万4,600人(前年比4.1%減)、離職者数190万9,400人(同4.1%増)と、前年に比べ入職者数は減少し、離職者数は増加した。他方、パートタイム労働者では入職者数164万2,200人(前年比11.6%増)、離職者数158万1,500人(同8.9%増)と、前年に比べ入職者数、離職者数とも大幅に増加した。平成11年以来再び、パートタイム労働者への入職者数が一般労働者への入職者数を上回る結果となった(付表26)。

- Ⅰ 働く女性の状況
 - 3 労働市場の状況
 - (2) 入職・離職状況
 - 2) 転職入職者の割合がさらに上昇

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者では、一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者)からの入職者の割合は16.0%(前年17.3%)、新規学卒者からの入職者の割合は24.0%(同23.5%)、転職入職者は60.0%(同59.1%)となっており、ここ数年、一般労働者への未就業者からの入職者割合が低下し、転職入職者からの入職者割合は上昇傾向にある(付表28)。

- 3 労働市場の状況
 - (3) 新規学卒者の就職状況
 - 1) 新規学卒就職者に占める大卒者の割合がさらに上昇、初めて4割台へ

文部科学省「学校基本調査」(平成14年度)により女性の新規学卒者に占める就職者割合を学歴別にみると、女性の大学進学率の上昇に伴い大卒者の割合が年々上昇している。平成14年3月では初めて4割を超え、42.2%となった。次いで、高卒者32.6%、短大卒24.0%と続く。短大卒の割合は平成7年度をピークとして年々低下している(付表32-2、35)。

- 3 労働市場の状況
 - (3) 新規学卒者の就職状況
 - 2) 中・高卒者の就職者割合が引き続き低下

平成14年3月の女性の中卒者数は66万7,031人(前年差2万1,538人減)で、うち就職者数(就職進学者を含む)は、3,284人(同475人減)であり、就職者割合(卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率)は0.5%(前年同率)であった。

また、女性の高卒者数は、65万9,168人(前年差7,669人減)で、うち就職者は9万9,251人(同1万58人減)、就職者割合は15.1%(前年16.4%)であり、高卒者の進学率の上昇に伴い就職者割合は低下している。就職者を産業別にみると、サービス業が37.3%(前年34.6%)、卸売・小売業,飲食店が25.9%(同23.0%)、製造業が23.1%(同29.9%)と、この3産業で全体の86.3%を占めている(付表32-3、33-1)。

- 3 労働市場の状況
 - (3) 新規学卒者の就職状況
 - 3) 短大卒者のサービス業への就職者割合が引き続き増加

平成14年3月の女性の短大卒者数は、11万8,617人(前年差2万4,118人減)で、うち就職者数は7万3,124人(同1万3,283人減)となった。就職者割合は61.6%(前年60.5%)となり、前年と比べて1.1%ポイント上昇したが、長期的には低下傾向にある。就職者の割合を産業別にみると、サービス業が59.0%(前年54.2%)と最も多く、次いで卸売・小売業,飲食店16.3%(同17.4%)、金融・保険業9.2%(同9.4%)、製造業8.3%(同10.9%)の順になっている。ここ数年でサービス業の割合が大きく上昇している(付表32-3、33-2)。

- 3 労働市場の状況
 - (3) 新規学卒者の就職状況
 - 4) 大卒者の事務従事者への就職者割合が低下

平成14年3月の女性の大学卒業者数は、21万4,304人(前年差4,642人増)で、うち就職者数は12万8,481人(同3,589人増)であった。就職者割合は60.0%と、前年に比べ0.4%ポイント上昇した。なお、男性の大卒者数は、33万3,407人(前年差2,443人減)で、うち就職者数は18万3,014人(同4,565人減)であった。就職者割合は54.9%と、前年に比べ1.0%ポイント低下した。卒業者数から進学者数を除いた就職者割合では女性が65.1%(前年64.7%)、男性が64.5%(同65.3%)と、初めて女性が男性を上回った(付表32-3)。女性の就職者割合を産業別にみると、サービス業が43.2%(前年42.0%)と最も多く、次いで卸売・小売業,飲食店17.9%(同18.3%)、製造業12.6%(同13.3%)、金融・保険業12.5%(同12.1%)の順になっている。サービス業の割合は前年に引き続き上昇した(付表33-3)。職業別にみると、事務従事者が42.8%(前年44.3%)と最も多く、専門的・技術的職業従事者が31.2%(同30.4%)、販売従事者が17.3%(同17.4%)と続いている。事務従事者の割合は平成6年以降12年まで連続で低下し、13年は上昇していたが、14年は再び低下に転じた(付表34)。

- 4 労働条件等の状況
 - (1) 賃金
 - 1) 一般労働者の所定内給与額の男女間賃金格差は66.5

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成14年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者(平均年齢37.9歳、平均勤続年数8.8年)のきまって支給する現金給与額は、23万8,800円(前年比0.7%増)、うち所定内給与額は22万3,600円(同0.5%増)であり、ともに前年より増加したが、伸び率については前年(同0.9%増、0.8%増)を下回った。

一方、男性一般労働者(平均年齢41.1歳、平均勤続年数13.5年)のきまって支給する現金給与額は、36万7,700円(前年比1.6%減)、うち所定内給与額は33万6,200円(同1.3%減)であり、ともに前年を下回った。

男女間の賃金格差(男性=100.0として算出)は、長期的にはきまって支給する現金給与額でも所定内給与額でも緩やかな縮小傾向が続いており、平成14年には前年に比べて、きまって支給する現金給与額で64.9、所定内給与額で66.5となっている。(第1-3表、第1-10図、付表41)

第1-3表 一般労働者の賃金実態

第1-3表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢	平均勤続 年 数	きまって支給する 現 金 給 与 額	所定内 給与額	年間賞与その他の 特別給与額		
	(歳)	(年)	(千円)	(千円)	(千円)		
総数	40.1	12. 1	329. 2	302.6	995. 9		
女性	37.9	8.8	238. 8	223.6	652. 6		
男性	41.1	13.5	367. 7	336. 2	1, 142. 2		

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成14年)

第1-10図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移

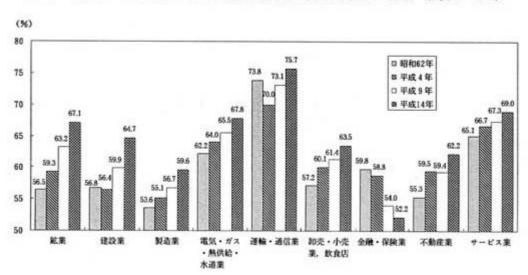
■■ 所定内給与額 女性 □■ 所定内給与額 男性 ━━ 所定内給与額 男女間格差 (千円) (96) 60. 5 60. 5 60. 2 60. 2 60. 7 61. 5 61. 6 62. 0 62. 5 62. 8 63. 1 63. 9 64. 6 65. 5 65. 3 平成 (年) 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-10図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移

- 4 労働条件等の状況
 - (1) 賃金
 - 2) 金融・保険業で男女間賃金格差が拡大する傾向

男女間賃金格差を産業別にみると、運輸・通信業、サービス業等で格差が小さいのに対して金融・保険業や製造業、不動産業等では大きい。特に金融・保険業では、格差が拡大傾向にある(第1-11図)。

第1-11図 一般労働者の産業別男女間所定内給与格差の推移(男性=100)



第1-11図 一般労働者の産業別男女間所定内給与格差の推移(男性=100)

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (1) 賃金
 - 3) 女性一般労働者の賃金は35~39歳層がピーク

女性一般労働者の賃金(所定内給与額)を年齢階級別にみると、17歳以下の13万1,100円から年齢とともに緩やかに上昇し、35~39歳層の24万9,300円をピークとして40歳以上で下降している。

男女労働者それぞれの賃金の年齢間格差(20~24歳層=100.0として算出)をみると、女性の賃金のピークは35~39歳層(133.2)であるのに対し、男性では50~54歳層(209.8)まで年齢とともに賃金の上昇が続いている(付表42)。

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (1) 賃金
 - 4) 女性の賃金は企業規模が大きいほど高い

女性の賃金(所定内給与額)を企業規模別にみると10~99人規模で20万2,600円(男性29万2,800円)、100~999人規模で22万5,100円(同32万8,800円)、1,000人以上規模では、25万1,500円(同39万1,200円)と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10〜99人規模、100〜999人規模では年齢35〜39歳層がそれぞれ21万8,200円、25万5,700円と賃金のピークとなっており、1,000人以上規模では、45〜49歳層が29万8,800円でピークとなっている。

なお、男性は10~99人規模では45~49歳層が、100~999人規模、1,000人以上規模では50~54歳層がピークとなっている(付表44)。

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (1) 賃金
 - 5) 女性の大卒事務系の初任給が減少

新規学卒就職者(平成14年3月卒)の初任給は、女性では高卒で14万8,800円(前年比0.1%増)、高専・短大卒で16万4,300円(同0.3%増)、大卒事務系で18万5,000円(同0.1%減)、大卒技術系で19万8,400円(同0.9%増)であり、大卒事務系の初任給が減少した。男性の新規学卒就職者の初任給の対前年比は、それぞれ0.4%減、0.5%減、0.7%減、1.0%増であり、大卒技術系以外の初任給は減少した。

また、初任給についての男女間賃金格差(男性=100.0として算出)は、高卒で94.5、高専・短大卒で96.9、大卒事務系で94.3、大卒技術系で98.8となっている (付表45)。

- 4 労働条件等の状況
 - (2) 労働時間

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、平成13年の常用労働者(事業所規模5人以上)の1人平均月間総 実労働時間及び所定内、所定外労働時間についてみると、女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間は 135.0時間(前年差1.4時間減)、うち所定内労働時間は130.2時間(同1.3時間減)、所定外労働時間は 4.8時間(同0.1時間減)となった。

平均月間出勤日数(事業所規模5人以上)をみると、女性で19.2日(前年差0.2日減)、男性では20.3日(同0.1日減)となった(付表46)。

産業別に女性の常用労働者1人平均月間労働時間をみると、総実労働時間では鉱業(156.6時間)が最も長く、次いで建設業(150.3時間)、製造業(145.4時間)の順となっており、パートタイム労働者の占める割合が高い卸売・小売業,飲食店(120.2時間)が最も短くなっている。所定内労働時間でも鉱業(152.4時間)、建設業(146.4時間)、製造業(139.4時間)の順となった(付表47)。

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (3) 勤労者世帯の家計
 - 1) 世帯主収入は5年連続減少

総務省統計局「家計調査」によると、平成14年の勤労者世帯1世帯当たりの1ヵ月の平均実収入は53万 8,277円で、前年に比べ、2.3%の減少となった (付表89)。

この実収入の内訳をみると、世帯主収入は43万8,613円で前年に引き続き減少し(対前年比2.4%減)、 世帯主の配偶者の収入(うち女性)は、5万4,568円で、前年に比べ4.1%増であった。

また、核家族世帯について、1ヵ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月62万5,517円(対前年比1.3%増)、世帯主のみ働いている世帯は48万7,728円(同3.9%減)となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を13万7,789円上回っている。

なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は44万9,944円、世帯主のみ働いている世帯は45万6,848円で、 共働き世帯を6,904円上回っている。

一方、共働き世帯の妻の勤め先収入は15万7,007円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は25.1%であり、前年に比べ1.4%ポイント増加した(付表90)。

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (3) 勤労者世帯の家計
 - 2) 消費支出は5年連続減少

「家計調査」によると、平成14年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は33万651円(前年比1.3%減)となり、5年連続で減少した(付表89)。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯(消費支出35万2,576円)、と世帯主のみ働いている核家族世帯 (同31万506円)で比較してみると、共働き世帯では「教育」や、「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」が世帯主のみ働いている世帯より高く、「住居」、「食料」等が低くなっている(付表90)。

亚式1	4年版	舖1	女性の	マキ
<u></u>	4111	1 4 11 \	V 17+17) _ 0

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (4) 男女均等取扱いの状況

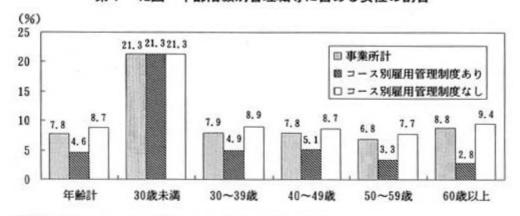
平成11年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行されたが、ここでは、改正男女雇用機会均等法施行後2年余経過後(平成13年10月1日時点)に実施した「女性雇用管理基本調査」により、女性の雇用管理状況を概観する。

Ⅰ 働く女性の状況

- 4 労働条件等の状況
 - (4) 男女均等取扱いの状況
 - 1) コース別雇用管理制度導入事業所の方が、女性管理職の割合が低い

事業所の管理職等1に占める女性の割合をみると、7.8%となっている。これを年齢階級別にみると、30歳未満では21.3%と管理職全体の5分の1を占めるまでになっているが、30歳以上になると、その割合は7~8%と低く、特にコース別雇用管理制度2を導入している事業所では、年齢が上昇するに伴い管理職等の割合が低下していく。年齢計の数字をみても、コース別雇用管理制度を導入している事業所では4.6%、導入していない事業所では8.7%であり、導入している事業所の方が4.1%ポイント低い(第1-12図)。

第1-12図 年齢階級別管理職等に占める女性の割合



第1-12図 年齢階級別管理職等に占める女性の割合

資料出所:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成13年度)

1 女性雇用管理基本調査でいう「管理職等」とは、係長相当職・課長相当職・部長相当職のことをいい、事業所の組織系列において、配下の係員を指揮・監督する役職のほか、専任職・スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。

2 「コース別雇用管理制度」とは、企画的業務か定型的業務等の業務内容や、転居を伴う転勤の有無等によって幾つかのコースを設定して、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムをいう。典型的には、基幹的業務又は企画立案、対外折衝的総合的な判断を要する業務に従事し、転居を伴う転勤があるコース(いわゆる「総合職」)、主に定型的業務に従事し、転居を伴う転勤はないコース(いわゆる「一般職」)、「総合職」に準ずる業務に従事するが転居を伴う転勤はないコース(いわゆる「中間職」)等のコースを設定した上で行う雇用管理が挙げられる。

平成14年版 働〈女性の実情

- I 働く女性の状況
 - 4 労働条件等の状況
 - (4) 男女均等取扱いの状況
 - 2) 家族手当支給労働者のうち、女性は約4%

全事業所のうち、家族手当のある事業所割合は77.5%であるが、そのうち58.3%で配偶者の収入金額による家族手当の支給制限がある。支給制限の年間収入上限額は、103万円(所得税の非課税限度額)が75.7%、130万円(社会保険の被扶養者となりうる額)が19.0%であり、合わせて9割以上を占めている。

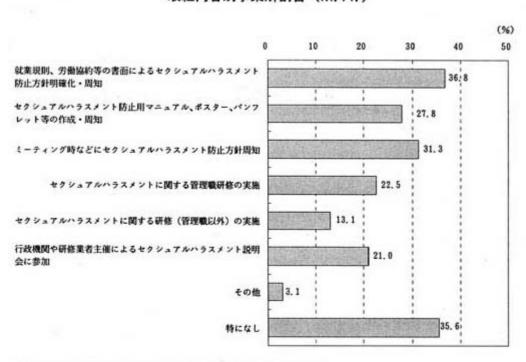
また、家族手当制度のある事業所のうち配偶者の収入金額以外の支給要件がある事業所割合は81.4%である。内容としては、「支給対象者が税控除の対象となる扶養家族であること」が66.8%、「主たる生計者であること」が55.6%、「世帯主であること」が46.9%となっている。

一般労働者のうち事業所が家族手当を支給した労働者の割合は41.1%であるが、前述のような支給制限もあって、実際に支給を受けている労働者のほとんどは男性である。家族手当支給労働者のうち、女性は4.4%にすぎない。なお、女性一般労働者の中で家族手当を支給された労働者割合は6.4%であるが、男性一般労働者では54.8%の者が支給を受けている。

- 4 労働条件等の状況
 - (4) 男女均等取扱いの状況
 - 3) セクシュアルハラスメント相談窓口の設置状況に遅れ

セクシュアルハラスメント防止に係る事業主の取組内容をみると、「就業規則、労働協約等の書面でセクシュアルハラスメント防止についての方針を明確化し、周知した」が36.8%と最も高く、次いで「ミーティング時などを利用してセクシュアルハラスメント防止の周知を行った」が31.3%となり、取組が進んできている一方、「特になし」が35.6%と、取組が遅れている事業所もみられる(第1-13図)。

第1-13図 セクシュアルハラスメント防止のための取組内容別事業所割合(M.A.)



第1-13図 セクシュアルハラスメント防止のための 取組内容別事業所割合(M.A.)

資料出所:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成13年度)

セクシュアルハラスメントに係る相談・苦情の対応窓口設置状況については、「人事担当者や職場の管理職を相談担当者に決めている」が42.8%と最も多い。一方、「設置していない」とする事業所が44.0%に上っている。

セクシュアルハラスメントに関する相談・苦情があった事業所割合は6.3%となっており、その後の事業主の対応をみると、「相談者から事実確認のため事情を聴取した」が80.3%、「加害者に対し雇用管理上の措置(配置転換)や注意喚起を行った」が66.7%、「就業規則に基づき、加害者への制裁(けん責・出勤停止・懲戒解雇等)を行った」が20.3%となるなど、相談・苦情を受けた場合には9割以上の事

平成14年版 働〈女性の実情		
業所が何らかの対応を講じている。		

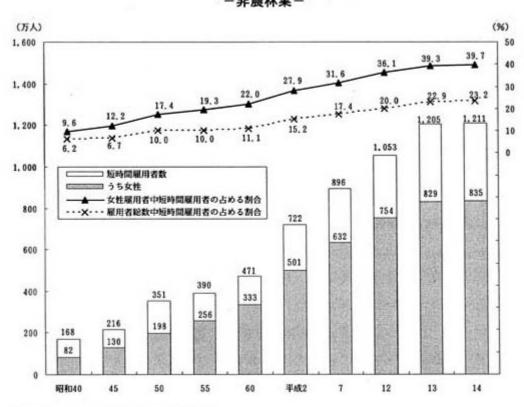
Ⅰ 働く女性の状況

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (1) パートタイム労働者の労働市場
 - 1) 女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は上昇が続き、約4割

総務省統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者(以下「短時間雇用者」という。)は、平成14年には1,211万人(男女計)、前年差6万人の増(前年比0.5%増)となった。非農林業雇用者総数(休業者を除く)に占める短時間雇用者の割合は23.2%と前年より0.3%ポイント上昇し、増加傾向が続いている。

平成14年の女性の短時間雇用者数は835万人(短時間雇用者総数の69.0%)、前年比6万人増となり、短時間雇用者総数に占める女性の割合は前年の68.8%から0.2%ポイント上昇した。女性の非農林業雇用者2,104万人(休業者を除く)に占める短時間雇用者の割合は39.7%と、前年比0.4%ポイントの上昇となった(第1-14図、 付表71)。

第1-14図 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数及び構成比の推移―非農林業―



第1-14図 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数及び構成比の推移 - 非農林業-

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (1) パートタイム労働者の労働市場
 - 2) 新規求人倍率、有効求人倍率とも低下

厚生労働省「職業安定業務統計」より、平成14年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数(男女計)は、月平均20万2,772入で、前年に比べ9,781人増(前年比5.1%増)となった。新規求職者数(男女計)は、月平均10万4,630人であり、1万3,600人の増加(前年比14.9%増)となった。新規求人倍率は1.94倍で前年(2.12倍)より0.18ポイント低下した。また、有効求人倍率は1.32倍となり、前年(1.42倍)より0.10ポイント低下している(付表74)。

Ⅰ 働く女性の状況

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (1) パートタイム労働者の労働市場
 - 3) 労働移動は引き続き活発

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成13年の労働市場における女性パートタイム労働者3の動きをみると、入職者数は164万2,200人(前年比11.6%増)、離職者数は158万1,500人(同8.9%増)となった。また、入職率(在籍者に対する入職者の割合)と離職率(在籍者に対する離職者の割合)をみると、入職率は27.7%(前年差2.4%ポイント上昇)、離職率は26.7%(同1.7%ポイント上昇)となり、女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発である。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者の状況をみると、入職者に占める一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者)の割合は40.1%(前年41.6%)であり、転職入職者の割合は52.2%(前年52.1%)と、増加傾向を示している(付表26、28)。

3「雇用動向調査」によるパートタイム労働者は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者 又は、その事業所の一般労働者と1日の労働時間が同じでも、1週の所定内労働日数が少ない者をいう。

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (2) パートタイム労働者の就業状況
 - 1) 短時間雇用者数はサービス業で増加

総務省統計局「労働力調査」により平成14年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業, 飲食店が311万人で最も多く(女性の短時間雇用者総数に占める割合は37.2%)、次いでサービス業が 295万人(同35.3%)、製造業が117万人(同14.0%)となっており、これら3産業で86.6%が雇用されている。

前年との増減をみると、サービス業が10万人増加(前年比3.5%増)、卸売・小売業,飲食店が3万人増 (前年比1.0%増)となっているが、製造業では9万人減少(同7.1%減)した(付表72)。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1~29人規模が336万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の40.2%を占め、次いで、500人以上規模が162万人で19.4%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者数は500人以上規模及び官公において減少しているものの、構成比に大きな変化はみられない(付表73)。

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (2) パートタイム労働者の就業状況
 - 2) 平均勤続年数は5.0年、製造業で過去最長

平成14年「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の平均勤続年数は平均5.0年であり、前年と比べ0.1年短縮した。企業規模別では、1000人以上で4.9年と、過去最長となった平成13年(5.3年)より0.4年短縮し、平成12年の水準に戻った。100~999人では4.9年、10~99人では5.2年となっており、前年と大きな差はみられない。

産業別では、製造業が6.7年と最も長く、伸長傾向が続いている。次いで卸売・小売業,飲食店が4.7年、サービス業が4.4年、金融・保険業が4.3年となっている (付表76)。

平成14年版	働〈女性の実情
--------	---------

- I 働く女性の状況
 - 5 パートタイム労働者の状況
 - (2) パートタイム労働者の就業状況
 - 3) 労働時間、労働日数ともに減少

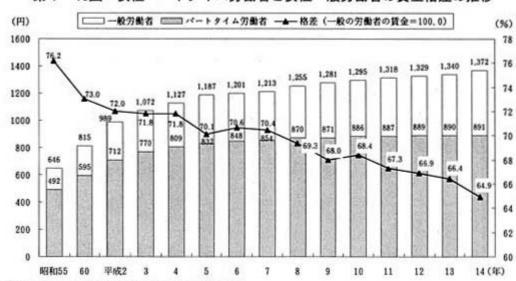
「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.5時間と前年より0.1時間短くなり、実労働日数は19.1日と前年より0.4日短くなった。産業別では製造業が、実労働時間(6.2時間)、実労働日数(20.0日)とも他の産業に比べやや長い傾向がみられた(付表77)。

- 5 パートタイム労働者の状況
 - (2) パートタイム労働者の就業状況
 - 4) 一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差はさらに拡大

「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は891円で、前年に比べ1円とわずかな増加にとどまった (付表78)。

パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差は49.7であるが、これを女性労働者に限り、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差についてみると、平成14年は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、パートタイム労働者は64.9となった。賃金格差は前年と比べ1.5%ポイント拡大しく長期的にも拡大傾向が続いている(第1-15図)。

第1-15図 女性パートタイム労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移



第1-15図 女性パートタイム労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調查」

注) 一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額は次式により算出した。 1時間当たりの平均所定内給与額=平均所定内給与額÷平均所定内実労働時間数

女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、4万8,300円と、前年より7,800円低下し、平成5年以来10年連続で低下しており、特に企業規模1,000人以上で大きく低下している (付表79)。

- I 働く女性の状況
 - 6 家内労働者の就業状況
 - 1) 家内労働者数は引き続き減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成14年の家内労働者4数は、25万7,270人で、前年に比べ3 万9,930人(前年比13.4%減)の減少となった。

4 家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

男女別にみると、女性は23万5,826人、男性は2万1,444人であり、前年と比較すると、女性は3万8,232人 (同14.0%減)、男性は1,698人(同7.3%減)の減少となっている。

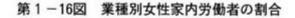
類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は24万1,983人(家内労働者総数に占める割合94.1%)、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は1万2,516人(同4.9%)、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は2,771入(同1.1%)となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている(付表82)。

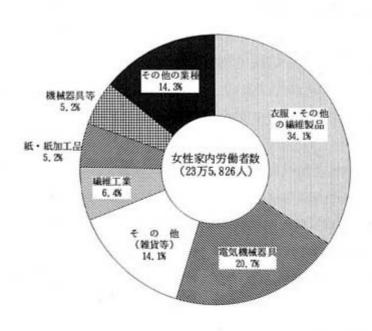
家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じ、平成14年には前年比13.4%減少となった。これは調査開始以来最大の下げ幅である。

- 6 家内労働者の就業状況
 - 2) 業種では、繊維関係が多い

平成14年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「衣服・その他の繊維製品」が8万498人(女性の家内労働者総数に占める割合34.1%)と最も多く、次いで「電気機械器具」が4万8,779人(同20.7%)、「その他(雑貨等)」が3万3,273人(同14.1%)、「繊維工業」が1万5,094人(同6.4%)となっており、これら4業種で女性の家内労働者全体の75.3%を占めている(第1-16図、 付表83)。

第1-16図 業種別女性家内労働者の割合





資料出所:厚生労働省「家内労働概況調査」(平成14年)